

1 基本的な考え方

全ての生徒が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめの未然防止と早期発見等に努める。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第 3 条】

条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定している。

基本理念に基づく取組を進めるに当たって、七飯高校では次の点に留意する。

- ア いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。
- また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期解消に努める。
- イ 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなどの交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 いじめの理解（いじめの定義【条例第 2 条】）

(1) 北海道いじめの防止等に関する条例による「いじめの定義」

「生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

※「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある生徒を指す。

(2) いじめを理解するに当たって、七飯高校では次の点に留意する。

- ア いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ウ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もある。
- 多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえて対応する。
- なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等において、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案をいじめ防止委員会で情報共有して対応する。
- エ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃すことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- オ 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの内容

具体的ないじめの態様として、次に例を挙げる。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様に、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する。

4 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、七飯高校では次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
 - いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
 - いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
 - いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- そのため、一人一人を大切にしたい分かなりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。
- そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめの予防

(1) 法及び条例を踏まえ、七飯高校では次の取組を進める。

- ア 七飯高校は、日頃から教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていくようにする力を育てる。
- イ 七飯高校は、生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- ウ 七飯高校が、生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であるために、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- エ 七飯高校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- オ 七飯高校は、情報化社会で適切な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進し、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- カ 七飯高校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関

わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

キ 七飯高校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

ケ 七飯高校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

(2) 法及び条例を踏まえ、七飯高校の教職員は次の取組を進める。

ア 七飯高校の教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は速やかに「いじめ防止委員会」に対し当該いじめに係る情報を、学校の定めた方針等に沿って報告・記録し、学校の組織的な対応に繋げる。

イ 七飯高校の教職員は、「いじめ防止委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認のうえ、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守る。

ウ 七飯高校の教職員は、生徒に直接指導する立場にあることを踏まえ、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。

エ 七飯高校の教職員は、「いじめ防止委員会」の取組の行動計画となるような、年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修を実施し、いじめ問題に適切に対応できる力を身に付ける。

6 いじめの早期発見

いじめは、決して許されないことであり、また、どの学校にも起こりうる。いじめにより生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している昨今、この問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

そのためには、日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保たなくてはならない。

七飯高校では、担任教員や教科指導教員が日常的に生徒の様子を把握する他に、生徒が示す変化や信号を見逃さないために、学校として次の取組を行う。

- 生徒に対する「いじめアンケート調査」を年2回実施する。
- 担任や学年、全校体制による教育相談を定期的実施する。
- 生徒や保護者からのいじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。
- 専門的な知識を有するスクールカウンセラーを配置するなど、相談体制を充実する。

7 いじめへの対応

いじめの疑いがある行為が発見された場合、「いじめ防止委員会」がいじめとして対応すべきかどうかを判断（いじめの認知）する。いじめであると判断された場合、「いじめ防止委員会」が対応策を計画し、問題の解消にあたる。

その際、次のことに留意する。

(1) 生徒への対応

[いじめられている生徒]

いじめられている生徒の立場に立って、継続的な支援を行う。

[いじめた生徒]

いじめは決して許されないという毅然とした指導を行う。その上で、いじめた生徒の内面の理解に努め、問題の再発を防ぐよう、人間的成長を促す指導を目指す。

[周りで見ていた生徒]

いじめ現場の周りにいた生徒に対しても、事の重大性を認識させる。

(2) 保護者への対応（複数の教員で対応する）

[いじめられた生徒の保護者]

学校として全力を尽くして解決にあたるという誠意を示し、安心感を与えられるようにする。

[いじめた生徒の保護者]

事実を把握した後、面談し、丁寧に説明する。

8 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは、

○ 「文字や画像を使い、特定の人物の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する」

○ 「特定の人物に成りすまして社会的信用を貶める行為をする」

○ 「掲示板等に特定の人物の個人情報に掲載する」

などといった行為であり、犯罪行為となる。

(1) 予防

「情報」「公民」「家庭科」をはじめとする教科指導

ア 講演の実施

- イ 保護者への呼びかけ
- (2) 対処
- ネットパトロールや、被害者の訴え、周りの生徒からの情報によって把握
- ↓
- 状況を確認し、対処
- ↓ ※書き込みの削除等。
- いじめの疑いがある場合は、『いじめ防止委員会』に報告

9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることではない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて組織的な状況の把握と、行為の解消、被害生徒の心のケアを図り、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有している。「いじめ防止委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

10 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

- ① 生徒が・身体に重大な障害を負った
 - ・高額の金品を奪い取られた
 - ・精神性の疾患を発症した
 - ・自殺を企図した

② 生徒が・年間30日程度以上の欠席がある。※連続して欠席する場合（状況によって判断）

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

11 いじめ防止委員会の構成

校長・教頭、生徒指導部長、生徒指導部教員、学年主任、当該担任、養護教諭、スクールカウンセラーをもって構成する。※状況に応じ、当該部活動顧問

12 「学校いじめ防止基本方針」の周知や点検について

○七飯高校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方

を共有しながら、学校を取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。

また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

○七飯高校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載により、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

○七飯高校は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を入学時・各年度の開始時に資料を配布して、生徒、保護者、関係機関等に説明する。

また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

別紙 いじめへの対応の流れ

